

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>(1)「(別添3) 提案書作成・審査要領_令和8年度十和田八幡平国立公園(十和田湖地域) インタープリテーション推進業務」の1の1の表中、仕様書3(1)の業務内容は評価項目に含まれていません。</p> <p>　　についてはお伺いしますが、企画提案書に仕様書3(1)の業務内容に関する提案の記載は一切不要と理解してよろしいでしょうか？あるいは、評価対象外であっても、業務全体の理解を示す観点から一定の記載が望ましい場合には、その取扱いについてご教示ください。</p>	<p>貴見のとおり、企画提案書に仕様書3(1)の業務内容に関する提案の記載は評価対象外のため、記載は一切不要です。</p> <p>また、業務全体の理解の確認は評価項目「1 業務の基本方針」を中心に確認するため、当該記載があった方が望ましいということはありません。</p>
2	<p>(2)仕様書3(3)②「自然・文化観光における占場の優位性分析」の業務中、有識者ヒアリング調査は、1回(2泊3日程度、ヒアリング対象有識者2名程度、1名あたり2時間程度)により実施するものと理解しています。</p> <p>このうち、有識者ヒアリング調査については、必ず1回の2泊3日の出張行程内で2名程度の有識者に対してヒアリングを実施しなければならないという趣旨と理解すべきでしょうか。</p> <p>それとも、有識者の日程調整上の制約によりやむを得なかった場合や、より効果的なヒアリング実施が見込まれる場合等には、1泊2日を2回実施し、全体として2泊3日相当、有識者2名(各2時間程度)相当のヒアリング調査量・内容を確保する方法も貴省から認められると解釈してご提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、有識者の日程調整上の制約によりやむを得なかった場合等においては、全体として2泊3日相当、有識者2名(各2時間程度)相当のヒアリング調査量・内容を確保する内容であれば認められるものと考えています。ただし、そのような場合も事前に環境省担当官と協議し、承諾を得ることを必須とします。</p>
3	<p>(3)仕様書3(3)③「安全な体験提供へ向けた調査検討」の業務中、「……有識者1名以上とともに現地調査を行う(2回、各1泊2日程度)」に関し、同有識者「謝金として15,400円を支払う。」とあります。</p> <p>謝金15,400円は、1回(1泊2日)の現地調査ごとに支払う単価と理解してよろしいでしょうか。(すなわち、2回実施する場合は15,400円×2回として積算。)</p> <p>本解釈が適当な場合、有識者の想定拘束時間も念頭に、貴省における「謝金の標準支払基準」上のどの区分(区分名称・標準単価)に基づく謝金かをご教示ください。</p> <p>仮に別の解釈が適当な場合には、その考え方及び積算方法について、「謝金の標準支払基準」を踏まえてご教示くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>貴見のとおり、「謝金15,400円は、1回(1泊2日)の現地調査ごとに支払う単価と理解してよろしいでしょうか。(すなわち、2回実施する場合は15,400円×2回として積算。)」との認識で問題ありません。</p> <p>有識者拘束時間は2時間程度(現地調査に従事する時間)を想定し、「謝金の標準支払基準」2.講演等謝金支払基準の区分⑤1時間あたり7,700円の単価に基づいて積算しています。</p>